

使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則の一部改正について（概要）

1 改正概要

「使用済自動車の再資源化等に関する法律施行細則」は、使用済自動車の再資源化等に関する法律、使用済自動車の再資源化等に関する法律施行令及び使用済自動車の再資源化等に関する法律施行規則に定めるもののほか、必要な事項を定めたものですが、以下の理由により一部改正を行いました。

- (1) 令和3年3月8日付け行革648号・政法第1410号総務部長通知により、行政手続等における署名・押印等の見直しが必要となったことによる様式の整備
- (2) 「常用漢字表」（平成22年11月30日付け内閣告示第2号）で追加された漢字に係る用語の整理

2 改正内容

第六条第一項中「き損し」を「毀損し」に改める。

第二条関係 引取業廃業等届出書（別記第一号様式）

- ・「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第三条関係 フロン類回収業廃業等届出書（別記第二号様式）

- ・「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

第四条関係 解体業廃業等届出書（別記第三号様式）

- ・「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第五条関係 破碎業廃業等届出書（別記第四号様式）

- ・「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とし、備考4を備考3とする。

第六条関係 許可証再交付申請書（別記第五号様式）

- ・「印」を削り、備考2を削り、備考3を備考2とする。

3 施行期日

令和3年10月1日